

令和7年 第8回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年10月27日（月） 15時00分から 17時30分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201号室

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謙介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人
の利用状況報告について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画
の要請及び認可公告について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 農地の現況証明願いについて（農委処分）

第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主査 宮原 健太

主査 河内 大輝

開会

事務局長	みなさんこんにちは。午前中の農地パトロールに引き続き総会もよろしくお願ひいたします。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年東神楽町農業委員会第8回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗誦します。ご起立願います。今日は2番目になります。私に統いて朗説願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。東神楽町農業委員会第8回通算756回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。本日は、農地パトロールご協力ありがとうございました。皆さんもご承知のとおり、総理が高市さんへ変わり農林水産大臣も鈴木さんとなりました。所信表明演説を聞いていますと、小泉さんとはニュアンスが違うかと感じました。9年度から水田活用交付金が大きく変わりますが、どのような影響が出てくるのか、来年度夏頃にはしっかりと方向性を示していただけないと、今後の営農計画も立てづらいと不安も感じるところではあります。良い方向へ変わってもらえばと期待しているところではあります。本年度は、お米も含め農作物の価格が上がりました。どうでしょう。作業の方も皆さん、だいたい落ち着てきたころではないかと思います。本日、案件少々ありますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、10番西村委員、11番藤田委員、よろしくお願ひいたします。
----	--

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月29日、東神楽町定例表彰式へ伴野代理に出席いただいております。10月7日、あっせん委員会を開催し伴野代理、伊藤農地部長、前田委員、伴野委員に出席いただきました。同日、現況証明願に係る現地調査を実施し伴野代理、伊藤農地部長、西村委員に参加いただきました。10月17日、農振部会を開催し島田会長、伴野代理、野々瀬農振部長、栗本委員、伴野委員、藤田委員に出席いただきました。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明お願ひいたします。
河内主査	はい。今回は2件あがってきております。番号26番、〇〇につきましては前年度より大きな変

	更点はございません。番号27番、〇〇ですが、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事する者が〇〇から〇〇に変更されております。報告書類を確認させていただきましたが、いずれの法人も農地法第2条第3項及び第4項の要件を満たしており、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回は1件あがってきております。番号2番、所有権移転となります。売主〇〇さん。買主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が534m ² 。経営面積及び労力総数につきましてはご覧のとおりとなっております。対価は無償で、取得者の国籍は日本です。申請理由は、狭小で管理のみを行っている農地に隣接する農地を取得し耕作地とするためとなっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	事務局の説明があったとおりであります。〇〇さんにおかれましては、昨年11月、町外へ住む娘さんのもとへ行かれ、管理ができなくなるということで隣りで耕作されている〇〇さんへ、無償により譲り管理をしてもらうこととなりました。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
蒔田委員	図面を見ると建物がありますが、この建物も含め〇〇さんということでおろしいでしょうか。
伴野委員	宅地部分は別の方へとは聞いているのですが、確認を取らせていただきたいと思います。
会長	よろしくお願ひします。他に何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして日程第5議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回、所有権移転が6件、利用権設定が1件となっております。16番。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか21筆。総面積が54,353m ² 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は令和7年12月12日となっております。売買価格につきましては23,372,000円。反当価格は三角形の圃場が400,000円、その他は450,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る買入の案件となっております。以上です。
会長	担当、西村委員。
西村委員	事務局の説明があったとおりであります。8月総会において公社買入協議を行った案件でありま

	す。5年貸付終了後は、○○が買取りされる予定となっています。問題ないかと思いますがよろしくお願ひいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	番号17番、続けて事務局よりお願いします。
河内主査	17番、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所有権の移転をする者○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が17,003m ² 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は令和7年12月12日となっております。売買価格につきましては2,840,000円。反当価格は200,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る買入の案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局の説明があったとおりでございます。○○さんにおかれましては、年齢のことも考慮され、離れている農地については手放していきたいとのことであります。隣で耕作をされている○○さんが耕作をされる予定です。価格については、相場とさせていただいております。よろしくお願ひします。
会長	この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。
会長	続きまして番号18・19番。
河内主査	18番は即売りの案件で19番とセットとなります。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社を介し、○○。所有権の移転をする者○○さん。所在○○。地番○○。現況地目「田」ほか2筆。総面積が21,903m ² 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は○○が北海道農業公社へ令和7年12月19日、北海道農業公社が○○さんへ令和8年1月9日となっております。売買価格につきましては3,398,000円。反当価格は200,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る買入及び売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま説明があったとおりでございますが、先ほどと同様の内容で○○さんから相談のあった案件です。隣で耕作をされている○○さんが耕作をされる予定です。価格については、相場とさせていただいております。よろしくお願ひします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。
会長	続きまして番号20番。
河内主査	20番、所有権移転を受ける者○○さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が41,090m ² 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は令和7年12月26日となっております。売買価格につきましては17,29

	8, 000円。反当価格は450, 000円となっております。こちら農地売買等事業に係る売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんの土地で貸付期間である5年は経過しておりませんが、収益の増大により経営が安定し、自作地化することで一層の生産性向上につながるものと考え、公社から早期買い取りをするものです。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局より説明のあったとおりであります。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんもご健在で〇〇さんもしっかりとされています。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。
会長	続きまして番号21番。
河内主査	21番、所有権移転を受ける者、〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が45, 954m ² 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は令和7年12月26日となっております。売買価格につきましては14, 490, 000円。反当価格は350, 000円となっております。なお、1筆のなかで一部畠721m ² がございまして、こちらの反当価格が150, 000円となっております。農地売買等事業に係る売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんの土地で、こちらも貸付期間である5年は経過しておりますが、自作地化による経営の安定や生産性向上のため、公社から早期買い取りをするものです。以上です。
会長	担当、伴野代理。
伴野代理	事務局から説明のあったとおりであります。先ほどの案件同様、今後の経営などを考慮し早期売渡となった訳であります。特段問題ないかと思いますけど、慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。
会長	続きまして番号22番。
河内主査	最後は利用権設定案件です。22番、こちらは8月14日公告しました〇〇さんの農地を北海道農業公社が買入した件で、5年後に北海道農業公社から買い取りをするまでの間、貸付を受けるものです。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇、地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が8, 173m ² 。こちら賃貸借となっております。次に所有権移転日と記載されてますが、利用権の設定期間の誤りです。申し訳ございません。こちらは、公告日から令和12年8月13日までの5年間となっております。貸付料は売買価格の1パーセントに当たる33, 210円となっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局から説明のあったとおりであります。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんとともにしっかりと経営をされております。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしくお願ひします。

会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第6議案第3号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
河内主査	はい。申し出のありました6件について説明いたします。4番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積17, 273m ² となっております。5番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積12, 175m ² となっております。6番も〇〇さんの案件となります。担当農業委員が異なるため分けております。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積17, 435m ² となっております。7番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積10, 944m ² となっております。8番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積3, 706m ² となっております。9番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「畑」ほか35筆。総面積200, 999m ² となっております。6件はいずれも農振農用地区域内で、申し出の理由は売買です。以上です。
会長	それでは、あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名いたします。番号4、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号5、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号6、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号7、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号8、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員。番号9、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員。以上、よろしくお願ひします。

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きまして、日程第7議案第4号農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
河内主査	今回は1件あがってきております。4番。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「農地以外」ほか1筆。面積合計316m ² 。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては、道路の新設工事が開始された約10年前より利用しておらず、農地整備事業においても宅地として換地計画が策定されております。所有者〇〇さんほか3名、申請人は受任者〇〇さん。10月7日に、伴野代理、伊藤農地部長、西村委員、事務局で現地を確認したところ、道路の新設により農地が道路の左右に分断され、現在は農道として使用しております。また、宅地として換地が予定されております交差点角地、図面で説明いたしますと交差点の右上の角に見えます長方形の場所となります。この本件2筆は長方形の約2分の1相当で狭小のため、角地一帯を宅地として利用することが望ましいと判断しました。以上です。
会長	担当、西村委員。
西村委員	ただいま担当委員から説明のあったとおりであります。現地確認させていただきましたが特段問題はありませんでした。慎重審議よろしくお願ひいたします。

会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは交付します。

【その他】

会長	続きまして日程第8その他についてお願ひいたします。
事務局	①11月・12月総会の日程について ②令和7年度農地パトロール（利用状況調査）総括について ③東神楽農業協同組合役員推薦委員の選出について ④意見書の提出について ⑤12月開催研修会について